2010年2月12日



各 位

東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号株 式 会 社 S B I 証 券代表取締役執行役員社長 井土 太良問い合せ先:経営企画部長 金井 昌樹電話番号: 03-5562-7210(代表)

弊社に対する金融庁の業務改善命令について

本年2月5日に、弊社の業務に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を行うよう勧告が行われましたが、本日、弊社は金融庁より下記の通り業務改善命令を受けました。

このたびはお客様をはじめ関係者の皆様にご心配をお掛けしましたことを改めてお詫び申し上げます。弊社では、このたびの行政処分を厳粛に受け止め、今後、より一層の内部管理態勢の強化・ 充実を図り、再発の防止ならびに皆様の信頼回復に向けて、役職員一同全力で努めてまいる所存で ございます。

記

- (1) 不適切なシステムリスク管理態勢が容認され常態化した原因を究明し、責任の所在を明確化 するとともに、経営管理態勢の見直しを行うこと。
- (2) システム障害に関する管理基準に沿った処理が実施されていなかった事例も含め、過去のシステム障害事例の検証を行い、想定される事案と対応策を類型化すること等により、実効性あるシステムリスク管理態勢を構築すること。
- (3) 役職員にシステム管理の重要性を再認識させるとともに、適切な業務運営態勢を確保するため、規程類・業務手順の見直しや研修等の実施等に取り組むこと。
- (4) 過去の外部システム監査における指摘事項について、適切に対応すること。また、当該指摘 事項への対応を含め、システムリスク管理全般の有効性を適切に検証するため、外部システム監査の適切な実施とあわせ、内部監査部門の体制強化を図ること。
- (5) 上記(1) ~ (4) ~ の対応状況について、平成22年3月12日(金)まで(及びその後の進捗状況について、平成22年5月31日(月)まで及びその後3月毎)に、書面で報告すること。

本プレスリリースに関するお問い合わせ先: 経営企画部 03-5562-7215